

神奈川県EV普通充電設備整備費補助金事業計画書

1 補助事業の概要 (該当する□に「✓」を記載)

申請者氏名 (法人又は管理組合の場合は名称)	〇〇マンション管理組合	
設備を整備する土地の所有者 (申請者以外の土地の所有者を記載)		
設備を整備する土地の使用権原の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者のみが所有者である土地 <input type="checkbox"/> 借地又は補助事業者以外の所有者がいる土地 <small>(土地の使用権原を有する者から第3号補助事業に係る許諾を得ている)</small>	
補助事業で設置する設備の借主氏名 (法人又は管理組合の場合は名称) (第3号補助事業をリースにより実施する場合のみ記載)	補助事業者のみが所有者の場合は、土地の登記事項証明書、借地又は補助事業者以外の所有者がいる場合は、土地所有者の許諾書をそれぞれ提出すること。	
設備を設置する施設について	住民総会で決議した日など、議事録等と整合性が取れる日付を確認のうえ記載すること。疑義が生じた場合は議事録の写し等の提出を求める場合があります。	
	〇〇マンション	
	横浜市中区〇〇1-2	
	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 事業所	
建物の区分所有権を有する住民の合意 (種別が分譲の共同住宅等の場合)	住民総会又は理事会でEV普通充電設備を5年以上設置することに合意を得て補助事業を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
合意の日	令和6年 4月 26日	

2 交付申請に係る設備の概要 (該当する□に「✓」を記載)

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱 別表3を「要綱別表3」と記しています。

EV普通充電設備	設備の区分及び基数 (括弧内( )に補助対象基数を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通充電設備 (1基) <input type="checkbox"/> 充電用コンセントスタンド (基) <input type="checkbox"/> 充電用コンセント (基)
	メーカー名	〇〇電気株式会社
	型式	ABC-DE01
設置する設備の条件	上記の設備は要綱別表3に定める条件を全て満たす設備である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(裏面に続く)

3区分の合計基数は、補助事業実施の手引に記載の上  
限基数(原則50基)以下とすること。

3 補助事業に係る経費の内訳（該当する口に「✓」を記載）

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 設備費及び設置工事費 <input type="checkbox"/> 設備費のみ	
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無 (1) 補助事業者自身 (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係※1号以外	(設備費) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (設置工事費) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
補助対象経費 (A) ※値引後の金額で消費税及び地	「有」に該当する場合は、補助対象経費が利益等を排除した金額であると確認できる書類を提出すること。	
(うち、設備費)		1,700,000円
(うち、設置工事費)		500,000円
補助上限額 (B) (普通充電設備・充電用コンセントスタンドの場合は150,000円又は充電用コンセントの場合は100,000円に設置基数を乗じた額)	※2	1,200,000円
国の補助金等との併用	設備費と設置工事費の合計額を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国の補助金等を受ける場合、その金額 (C) ※設置工事費を申請しない場合は、設備費に対する補助金の額		150,000円
補助対象経費 (A) から国の補助金等の金額 (C) を控除した額 (D = A - C)		1,400,000円
交付申請額 (E) ( (A) 、 (B) 又は (D) のいずれか低い額 ) (千円未満を切捨て)		300,000円
		150,000円

EV普通充電設備の整備に係る経費の額を証する書類と、整合性が取れる内容とすること。

※1 県の補助上限基数以上に設置する場合は、総工事費のうち県の補助対象設備（原則50基まで）の設置に係る経費を按分して算定し、記載すること。

※2 設備費のみを申請する場合は、設置工事費は「0円」と記載すること。